

## 南房総市地域力を育むモデル事業交付金交付要綱

平成21年9月1日

告示第124号

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市の抱えるさまざまな課題の解決に向け、市民と行政の相互理解に基づくモデル的な課題解決活動(以下「モデル事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付することにより市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「市民活動団体」とは、自主的かつ主体的にまちづくり活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。)、市民団体又は行政区(南房総市行政連絡員設置条例(平成18年南房総市条例第8号)別表に掲げる行政区をいう。)をいう。

### (交付対象団体)

第3条 交付金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体であって、モデル事業のテーマごとに市長が認めるものとする。

- (1) 主たる活動の場が市内にあること。
- (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。
- (3) 代表者及び運営の方法が、会則その他それに準ずるもので定められていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付金の交付の対象となる団体としない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党その他の団体を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

### (交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象経費は、モデル事業のテーマごとに市長が募集要項で定める経

費とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次の各号のいずれか低い方の額とする。

- (1) モデル事業のテーマごとに市長が募集要項で定める額
- (2) 交付金の交付対象経費の10分の10以内の額

(事業年度)

第6条 交付金の交付対象とする事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の制限)

第7条 交付金の交付は、1年度につき、1団体1事業とする。

(テーマ案の募集)

第8条 モデル事業のテーマの選定に当たり、市民生活部市民課長(以下「市民課長」という。)は、モデル事業のテーマ案(以下「テーマ案」という。)を各所属長から募集するものとする。

2 前項の規定により募集があったときは、各所属長は、所管する事業又は新たに行おうとする事業のうち、次の各号のいずれかに該当し、モデル事業として市民と行政の協働によるまちづくりの推進に寄与するものをテーマ案として、提案募集概要書(別記第1号様式)により、市民課長へ提出するものとする。

- (1) 公共の利益に資する事業であるもの
- (2) 市民の理解や協力が不可欠なもの
- (3) 市民や利用者の視点に立つことが求められるもの
- (4) 市民活動団体と協働して行うことで、より市民ニーズに沿ったきめ細やかな対応ができるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、モデル事業であって、市長が認めるもの

3 市民課長は、前項の規定により提出されたテーマ案をまとめ、市長へ報告するものとする。

4 同一のテーマ案の提案は2箇年度までとする。

(審査委員会)

第9条 市長は、モデル事業の実施に関し意見を聴くため、南房総市地域力を育むモデル事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第10条 審査委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) テーマ案の選定に関すること。
- (2) 交付対象事業の審査方法及び審査基準の策定並びに選定に関すること。
- (3) 前2号の規定により選定し、及び策定した結果を市長に報告すること。

(組織)

第11条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は市民生活部長とし、委員には次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 企画財政課長
- (3) 社会福祉課長
- (4) 農林水産課長
- (5) 商工課長
- (6) 建設課長
- (7) 教育総務課長

(役員)

第12条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第13条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第14条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(テーマの選定)

第16条 市長は、第8条第3項の規定により報告を受けたときは、審査委員会の意見を聴き、テーマ案の中からモデル事業のテーマを選定するものとする。

(公募)

第17条 市長は、前条の規定によりモデル事業のテーマを選定したときは、当該モデル事業を実施する市民活動団体を公募するものとする。

2 前項の公募は、募集要領にモデル事業のテーマ、審査方法、審査基準及び申込期間を定め、公表することにより行うものとする。

(提案)

第18条 前条の規定により応募しようとする市民活動団体は、地域力を育むモデル事業提案書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提案しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第3号様式)
- (2) 事業スケジュール(別記第4号様式)
- (3) 事業収支計画書(別記第5号様式)
- (4) 団体の概要及び活動実績調書(別記第6号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選考)

第19条 市長は、前条の規定による提案があったときは、テーマを所管する所属及び審査委員会の意見を聴くものとする。

2 前条第1項の規定により提案を行ったもの及びテーマを所管する所属の担当者は、委員長から求められたときは、会議に出席し、当該提案に係る説明をしなければならない。

3 市長は、審査委員会からの報告を受け、モデル事業として実施することが適当であると認める提案を交付金対象事業として選定するものとする。

4 市長は、前号の規定により選定又は不選定の決定をしたときは、その結果を提案者に通知するものとする。

(協定の締結)

第20条 前条第3項の規定により選定された提案を行ったもの(以下「事業実施主体」という。)は、モデル事業の実施について、当該提案に関連する所属と綿密な協議を経て実施に向けた仕様書を作成し、協議が整い次第、協定書を締結するものとする。

2 前号の仕様書は、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 全体事業概要
  - ア 事業の目的
  - イ 事業内容
- (2) 事業実施団体と市の役割及び行動スケジュール
- (3) 事業収支計画
- (4) 定期協議の時期及び場所

- (5) 交付金の請求時期及び金額
  - (6) 通常時及び緊急時における連絡方法
  - (7) 個人情報及び各種データの取り扱い
  - (8) 成果物の取り扱い及び帰属
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に必要な事項
- 3 テーマを所管する所属は、事業の実現に向け、事業実施団体との協議を誠実に行わなければならない。
- 4 事業実施団体及びテーマを所管する所属は、締結された協定書に記載された事項を誠実に実行しなければならない。

(交付決定)

第21条 前条の規定により協定書が締結されたときは、地域力を育むモデル事業交付金交付決定通知書(別記第7号様式)を事業実施団体に通知するものとする。この場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(協定書の変更)

第22条 やむを得ない事情により、モデル事業に係る事業計画を変更しようとするときは、変更協定書を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の変更協定書の締結に伴い、交付金の額を変更する必要があるときは、地域力を育むモデル事業交付金変更決定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第23条 事業実施団体は、交付金対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は交付金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、地域力を育むモデル事業実績報告書(別記第9号様式)に、次に掲げる書類を添え、市長に報告しなければならない。

- (1) 地域力を育むモデル事業活動報告書(別記第10号様式)
- (2) 事業収支決算書(別記第11号様式)
- (3) 領収書の写しその他経費を支払ったことを証する書類
- (4) 写真その他事業概要が確認することができる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第24条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査により、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定内容及びこれに付した条

件に適合するかどうかを調査し、交付すべき額を確定し、地域力を育むモデル事業交付金確定通知書(別記第12号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第25条 前条の規定による通知を受けた事業実施団体は、交付金の交付を受けようとするときは、地域力を育むモデル事業交付金交付請求書(別記第13号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払いの請求)

第26条 事業実施団体は、交付金の概算払いを受けようとするときは、地域力を育むモデル事業交付金概算払請求書(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第27条 交付金の交付を受けた団体は、当該事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ交付金に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第28条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定によるテーマ案の募集は、この告示の施行日前においても行うことができる。

(検討)

3 市長は、この告示の施行後、3年を超えない範囲内において、この告示の施行状況、社会情勢の変化その他の状況の変化を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成22年3月31日告示第49号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第39号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月17日告示第93号)  
この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第46号)  
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第41号)  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。